



昭和38年12月20日印刷  
昭和38年12月25日発行  
**奈良市民だより**  
(第77号)  
発行所 奈良市役所  
編集兼発行人  
秘書課長 宮武一二三  
印刷所 共同印刷工業株式会社

**奈良市の人口**  
(昭和38年11月末)  
世帯数 37,135  
人口 146,727  
(男 71,079 女 75,648)

**市民課振興係の事務室が市庁別館3号室に移りました**  
町内自治会関係その他各種市民活動の事務を取扱っております市民課振興係の事務室が去る12月16日から市庁別館内3号室にかかりました。

## 昭和39年度から固定資産税はどのように変わるか

### —固定資産再評価の理由とその内容—

1. 昭和39年度の固定資産税から、固定資産の評価は、新しい評価の方法によって行なわれます。

(1) 固定資産の評価が新しい評価の方法によることとなったのは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じて、適正で均衡のとれた評価を行なうためのものであります。評価の方法が改められることによって、もとより従来の評価額とは変動が生ずることとなりますが、評価額の変動は、適正な評価というねらいから出てくるものであって、それによって、本来、負担の増大を求めようとするものではありません。

(2) 現在、土地、家屋及び償却資産の各資産を通ずる評価が極めて不均衡となっているのは、最近の著しい地価の騰勢に応じて土地の評価が引き上げられなかったことによるものです。家屋や償却資産をもっている方は、その評価額が時価と余り相違のないものであると考えられますが、土地、特に宅地をもっておられる方は、その評価額が時価を著しく下廻って、時価にくらべれば、 $\frac{1}{3}$ とか $\frac{1}{10}$ とかというような割合になっていることが、容易にお分りのことと思えます。同じ固定資産税という税金において、土地の評価額のみが著しく低くてよいという理由はありません。したがって、適正な評価という点からいっても、適正な評価による負担の公平という点からいっても、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておくことは許されません。そこで、このような評価の不均衡を是正するために、新しい評価の方法によって固定資産の再評価を行なうこととなったのです。

(3) 新しい評価方法のもとにおいては固定資産の評価にあたって求められるべき固定資産の適正な時価とは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じ、正常な条件のもとにおいて取引される価格に、土地については売買実例価格から導き出される取引価格、家屋については再建築価額、償却資産については取引価格をそれぞれ基準として求めることとなっています。

2. 評価の結果起る税負担の変動は当然調整されます。

(1) 新しい評価方法のうち家屋及び償却資産の評価方法は従来の方法と本質的には異なるものではありませんので、評価額も、また、従来の評価額と余り変動することはありません。ところが土地の従来の評価は、いろいろな理由によって評価額の引上げを抑えてきていますので、新しい評価方法による場合には、地目によって相違はありますが、かなり引き上げられるものまであります。しかし、土地の評価額が引き上げられるのは、引上げによって適正で均衡のとれた評価を確保するためのものであって、評価額の引上げによってそのまま負担の増大を求めようとするためではありません。土地の評価額が2~3倍になったり、6~

7倍になったとしても、直ちにその負担が2~3倍とか、6~7倍になるということではありません。負担の適正化は別途の観点をも加えて、考えられるべきものがあります。したがって、評価額の変動の状況にみあって、当然税負担の調整が行なわれることとなっています。

(2) 現在の評価事務は進行中ですので、残念ながら、まだ、土地、家屋、償却資産の評価額がどのように変動するかについて正確な見通しを立てることはできません。ただ、土地、特に宅地の評価額は相当引き上げられることになるものと推定されます。そこで、具体的に土地家屋及び償却資産の変動の状況がわかってくれば、その変動の状況にみあって固定資産税の税負担の調整が行なわれることとなります。

(3) 税負担の調整がどのようにして行なわれるかについては、現在税制調査会が鋭意調査検討をしておりますので、その結論をまわって政府が措置の内容を具体的に定めることとなりますが、今次の評価方法の改正が固定資産評価制度調査会の答申に基づいて行なわれることとなったいきさつからみて、基本的には、固定資産評価制度調査会の答申の趣旨を尊重して行なわれることになると考えられます。

(4) したがって、個々の納税者の方の負担が急激に増加することはありません。農地の評価額の上昇割合は少ないので税率の引下げが行なわれれば、ほとんど負担は変動しないものと考えられます。また、宅地の評価額はかなり引き上げられることが予想されます。

が、家屋及び償却資産を通じてその負担に急激な変動の生じないように一定限度の負担に止められ、山林その他の地目についても負担の増加は一定限度に止められることになるものと考えられます。

(5) 固定資産の再評価は、あくまでも、評価を適正にして、公平な負担を求めようとするものでありますので、評価額の変動の状況によって、負担の増加する者もありませんし、また、負担の減少する者もあります。しかし、負担の増加する者については、その増加は、納税者の納得できる一定限度に止め

られることとなりましょう。そのように、固定資産の再評価によって負担の変動は生ずることとなりますが、負担の調整が行なわれることによって、大多数の納税者の負担には大きい変動が生じないこととなります。したがって、土地の評価額が4倍にも5倍にもなったからといって、すぐに負担が4倍にも5倍にもなるというように考えられるとしたら、それは明らかに間違いです。特に宅地の所有者については、家屋又は償却資産との総合負担を通じて調整を行い急激な負担の増加をもたらすこと

のないよう検討されることとなりましょう。昭和39年度から固定資産税の負担が4倍にも5倍にもなるとか、10倍以上にもなるとかいうことをいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げととり違えたものであり、ためにする議論といってもよいと思います。固定資産の再評価によって、固定資産税の負担が4倍にも5倍にもなるということは絶対ありません。どうか固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、ご協力を賜るようお願いいたします。

謹賀新年  
雲を得て天に昇ると言う  
輝かしい辰歳の新春を迎えまして  
益々奈良市の繁栄することを願ひ  
市民各位のご健康 ご多祥を  
心からお祈り申し上げます  
元旦

市 助 市  
役 役 長  
山 長 高  
口 谷 棕  
直 米 正  
一 次 次



## 昭和39年 成人式のご案内

成人の日を迎えられる皆さんが、人格の完成につとめ、自主自立の精神をより一層強く養い社会の一員として立派にその役割を果たされようその前途を祝福して奈良市成人式を次のとおり行ないます。

昭和39年中に満20才に達される青年男女で奈良市に在住する方は誘い合わせてご出席下さい。なお該当者には1月8日頃までにそれぞれ案内状を発送いたしますが、転居その他の事情によりまして案内状の届かない方は成人式当日会場受付へ申し

出て参加して下さい。  
**奈良市成人式**  
とき 昭和39年1月15日  
(成人の日)  
午前10時から  
ところ 奈良市立一条高等学校 講堂  
順序 ・9.30~10.00受付、集合  
(第一部) 式典  
・10.00~10.50  
(第二部) 芸能鑑賞(弦楽合奏)  
・11.00~11.30

## 新有権者に贈ることば

この紙面をかりまして新たに成人となられる皆様に祝福のことばと希望を申し上げます。

成人と言うことはみなさんが完全に大人になると言うことですが、その日から急に人格が変わってしまうと言うようなことは勿論あり得ないことですが、けれども法律的には満20才を境としてはっきり一人前の大人となり、日本人としての権利義務が生じるのであります。

その中でも選挙権は最も重大な権利の一つであり且つ義務であると言えます。

皆さんは今年中に誕生日を迎えられますと満20才になられ、その日から選挙権をもたれます。実際に選挙に投票できるのは選挙人名簿に記載されてからであります。そうして選挙のある度に主権者としての権利を行使されることとなります。

さて今日の選挙の実情を見ますに金権情実が左右されて投票の自主性を失う人が少なくないと言われています。しかし皆さんには今日の清純な気持をいつまでも持続していただきたいと思ひます。

昭和39年には只今のところ予定する選挙もありませんから新しく選挙権を得られなくても投票する機会はないようですが、今から豊かな政治常識と高い選挙道義を身につけるように心がけて下さい。昭和40年の春に予定されている参議院議員選挙には『しっかり選ぼう 初投票』の心意気をあらわして下さい。

本年秋にはわが国で初めてオリンピック競技大会が開催されますが、フェアプレイを尊ぶスポーツマンの心に通ずる清い心持ちで選挙を正しい美しいものにするよう若人の皆様にご期待してやみませぬ。

成人の日を迎えられ新たに選挙権を持たれる皆様に心から祝福の言葉を申し上げます。

昭和39年新春

奈良市選挙管理委員会



## “愛の鐘”を作りましょう

最近の社会事情を考えますと、青少年の非行が大きな問題となっています。日々の新聞に伝えられているところをみましても誠に憂慮にたえないものがあります。

そうした青少年の不良化を防止することを大きな念願として“愛の鐘”(仮称)を建設しようという市民の与論が各方面に強くなってまいりましたので、それが実現を図るため去る12月2日“愛の鐘”建設委員会が作られました。

会長には高柳正次市長が選ばれ、副会長には植村武一奈良市教育委員長が、又実行委員として10名の方が選出されました。

この“愛の鐘”建設に関する事務局は奈良市教育委員会事務局内青少年補導センターに置かれています。

建設資金につきましては新しい年と共に市民有志の方々の寄附をお願いすることにいたしております。

“愛の鐘”が市民の方々の深いご理解と力強いご支援によりましてやがて立派に完成され、奈良の町にやさしく鳴り響いて、夜遅く遊ぶ青少年を家へ呼び戻し、健全な社会、楽しい家庭を築くよう大きな役割を果たすことができよう皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## よい子の楽しいつどい

### 第5回 奈良市 新年こども大会

奈良市のこどもたちが新しい年をお祝いして、お互いに元気で、仲よくいたしましよと第5回目の奈良市新年こども大会を次のように開きます。

会場準備の事情がありますので参加できるのは4年生以上の小学生で、入場整理券をそれぞれの学校でお渡しいたします。

- ▲主催 奈良市教育委員会
- ▲協賛 奈良県児童連盟奈良支部 奈良市こども会連盟
- ▲日時と場所  
1月12日(日)  
午前の部 9.00~11.10  
午後部 13.30~15.40  
奈良市庁舎別館大ホール
- ▲内容 ・うたのおけいこ  
・童話 ・劇二つ



### 長らくご迷惑をおかけしましたが し尿問題を年内に解消して

し尿取りの業務を統一し、確実な計画をたて、効果のある業務の運営を図り、これによって市民へのサービスを徹底する目標のもとに清美公社が発足したのは11月1日で、業務の開始をしたのが、その3日後の11月4日でありました。

それ以来今日に到りますまで1ヵ月有余、業務の引継、人員の配置、その他切替当時の一時的業務の空白など様々な支障やくいちがいによりまして汲取り作業が円滑に進まなかった為、市民の多くの方々に長い間大変ご迷惑をおかけいたしましたことはまことに申し訳ないことと思っております。

- ×××何度電話で申込んで汲取りに来ない。
  - ×××或る所では自分の手で処理しなければならなかった。
  - ×××処置に困った一部の方が溝に流した。
- など、そんな苦しい状態を市民の方々に余儀なくしたことは何としても申し訳ないことと思っております。

汲取りの作業は清美公社が行なうものでありまして、市はその業務を監督する立場にあります。

その頃11月中旬は丁度衆議院議員の総選挙が行なわれていました。

あわただしい中にし尿汲取り問題を早急に解決するよう努力いたしましたが、電話がかかって来た所を片付けて廻る丈では、一時しのぎに過ぎません。確実な計画の下に根本的に業務の推進を図らねばこの問題が解決したとは申せません。

その後、清美公社では全力をあげて業務を奮闘してまいりましたので、ようやく年末31日まで突貫作業をおすすめすることによりまして全市の汲取りを完了することといたしております。

これによりまして清美公社では新年からはおおむね15日に各戸を1巡する計画を実行することとなっております。なお5日或は10日毎に汲取りを望まれますご家庭ではその旨お申込み下さい。

次に**汲取り料金**につきまして一部で高額すぎるという不満を聞いておりますが、汲取り料金は汲取り

後改めて請求に参りました時に支払っていただきますが、万一料金が高すぎると思われます方は清美公社(☎3059番)へご連絡下さるようお願いいたします。

その時は改めて調べましてお返事いたします。なお料金に関連して一部市民の方が感謝の心積りで心付など料金にかまわず余分の金品を作業員に出されますことは他に悪い影響を生じ、一般に料金問題につながる市民の非難をかかす結果をひきおこしますのでご遠慮願いたいと存じます。



### 昭和38年奈良市の表彰者は109名でした

市政有功者 11名 功労者 81名 善行者 17名

去る11月3日文化の日に第6回目の奈良市表彰式を挙行政 109名の方々を奈良市表彰条例に基づいて表彰いたしました(写真はその表彰式)

### 奈良市スキー教室

多くの人に正しいスキーの技術を習っていただき、冬季スポーツを楽しんでいただくために、初心者を対象にこのスキー教室を開催します。

- ・主催 奈良市教育委員会 奈良市体育協会
- ・後援 奈良県スキー連盟
- ・日時及び場所 昭和39年1月20日(月) 21日(火) (1泊2日) 滋賀県高島郡今津町 箱館山スキー場
- ・集合時刻及び場所 1月20日午前6時30分、奈良市教育委員会事務局前集合一出席(時間厳守のこと)
- ・指導者 奈良県スキー連盟指導員
- ・人員 100名
- ・申込み △1月13日午後5時

までに氏名、年令、職業、住所経験の有無、連絡先(電話番号)備考(スキー、靴借用希望の方はその旨)を明記の上、奈良市教育委員会事務局社会教育課体育係(☎7039番)あて会費1,500円を添えて申込みのこと。△申込み順に受け付け、定員に達した時は締切ります。△止むを得ない事情により申込みを取消すときは1月16日午後5時までに申出てくださいと会費の一部(宿泊代、ローブウエイ代、その他雑費)をお返しします。但しバス代は返しません。

- ・会費内訳
 

バス代(往復)	500円
宿泊代(民泊、二食付)	600円
ローブウエイ代(二往復、団体扱)	300円
その他雑費	100円
- ・日程

- 第1日 1月20日(月)
  - 6.30 集合出発
  - 9.30 宿舎到着(今津町伊井)
- 第2日 1月21日(火)
  - 16.00 現地出発
  - 20.00 奈良帰着、解散

- ・携行品 スキー用具、洗面具等
- ・参加上の注意

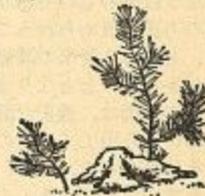
- (1)服装は出来るだけ手持ちのものを活用して下さい。
- (2)防寒の準備をすること。なおぬれた時の着替えを用意すること
- (3)危険予防のため講師、係員の指示に従い、団体で行動すること

- ・備考

- (1)貸スキー、貸靴は教育委員会で次の価格で貸します。
  - 貸スキー 2日 500円
  - 貸靴 2日 100円
- (2)リフトは4基あります。
  - 1回 30円
  - 但し回数券は 6回 150円 12回 300円
- (3)第1日、第2日の昼食は各自で用意して下さい(ヒュッテ等でも販売しています)

### 水道管を まもって下さい

寒い日が続いて、やがて厳寒期が迫ってまいります。前の冬には1月中旬から2月上旬



### 水洗便所が手軽に設けられる ようになりました 処理区域がまた拡まりました

奈良市では一般家庭の台所、風呂場などから流される汚水や、水洗便所のし尿を安全無害に処理して、河川の汚れと疫病の防止を図り、衛生的で文化的な都市生活の環境をつくるために昭和34年度から下水道終末処理場を大安寺地区に建設してまいりましたが、計画の一部が完成し、市街地の下水道幹線の建設とあいまって現在運転を開始いたしました。

これによりまして、従来の水洗便所のように浄化槽を作るために多額の費用を費し相当の地所を必要としなくなり、直接下水道管に流すことが出来るので一般家庭でも楽に水洗便所に作りかえることができます。みなさんの町内にある公共下水道が終末処理場につながっているところでは水洗便所でし尿を下水管に流すことができます。現在この水洗便所の処理できる区域は大宮、済美、飛鳥地区の一部であります(下図をご覧ください)近

く工事が進むにつれて早急に市街地全般にわたって処理できるよう計画いたしました。

水洗便所の処理できる区域では一日も速かに改造をおすすめいたします。これによりましてし尿汲取りの問題も解消し本当に衛生的・文化的な生活が営まれることとなります。

### 水洗便所の改造費は

汲取り便所を水洗便所に改造するには大便器1個、小便器1個の標準改造費用の概算は次のとおりであります。

- ・水洗便所改造費 約30,000円
- ・公道内取付費 約10,000円
- ・宅地内排水管1米当り 約1,000円

一般家庭では5万円程で改造出来ます。なお水洗便所を新しく設ける工事につきましては奈良市建設局下水道課におきまして希望者のご相談に応じ、業者の斡旋をいたします。

